

国民健康保険制度の財政基盤の強化を求める意見書

市町村が運営する国民健康保険は、加入世帯の低所得化により保険税収入が減少する一方で、医療の高度化や高齢化に伴う医療費負担の増加という構造的な問題を抱えている。

こうしたなか、国は制度の安定化を図るため、国民健康保険法の一部改正を行い、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたところである。また、国はこの制度改正に合わせて、3,400億円の国費を投入する方針も明らかにしている。

しかし、国民健康保険を今後も引き続き持続可能な社会保障制度として維持していくためには、さらなる財政基盤の強化が不可欠となっている。

よって、国においては国民健康保険制度の財政基盤を強化し、制度の安定化を図るため、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 新制度開始に伴う国費拡充を確実に実施するとともに、国民健康保険財政の安定化を図るため、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
2. 低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化すること。
3. 地方単独事業として実施している医療費助成制度に対する国庫支出金（療養給付費負担金及び普通調整交付金）の減額措置を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月21日

埼玉県狭山市議会